

別表 1（第 3 条、第 8 条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助 の額	5 間接交付 主体	6 間接 補助率	7 間接補助事業 の重要な変更
令和 8 年度果樹カ メムシ類緊急防除 支援事業	生産者、J A、 生産組織	令和 8 年に発生が増加している果樹カメ ムシ類の被害を防ぐために実施された追加 防除に要する経費。 ただし、補助対象となる要件等は別表 2 に 示すとおりとする。	県の補助金 額以上	市町村	1 / 3	補助金の増額

※令和 8 年 6 月 1 日から同年産収穫までの期間に係る事業に要した経費について対象とする。

別表 2

1 対象品目・面積	2 散布対象期間	3 対象となる薬剤	4 散布回数	5 事業費上限額（10a 当たり）
5 アール以上の面積があり、果樹カメム シ類用の追加防除を実施した梨、柿、ぶ どう等の果樹園	令和 8 年 6 月 1 日から 同年産収穫まで	果樹カメムシ類用 の殺虫剤	2 回	4, 8 0 0 円